

関係者 各位

令和2年5月29日

公益財団法人
福島県まちづくり区画整理協会
理事長 室井 良文
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止に伴う
当協会の対応方針の改定について

5月25日、政府が首都圏の1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び北海道について新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を解除したことで、全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されましたが、これは決して「安全宣言」を意味するものではありません。

先般示された政府の方針においても、7月31日までの約2ヶ月間を移行期間として、おおむね3週間ごとに感染状況や感染拡大リスクを評価しつつ、段階的に外出やイベント開催などの制限を緩和し、社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされています。

こうした政府の方針や県内の感染状況等を踏まえ、福島県においても5月27日「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」が改定されました。この対策に基づき、当面、6月1日から6月18日までの間、「新しい生活様式の定着等」「施設に対する協力」「イベント等に関する協力」の3つについてのお願いがなされています。

これらを踏まえ、当協会の「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染及び拡大防止の強化策」として実施していたテレワーク（在宅勤務）を、政府の方針で示された移行期間（7月31日）まで延長することとし、6月1日から6月26日までの期間につきましては、事業特性や継続性等に考慮し2日/週の交代出勤とテレワーク（在宅）の併用勤務といたします。また、今後は事業特性や継続性とあわせ、感染状況や感染拡大リスクの評価も考慮した段階的な制限の緩和を行ってまいります。

最後になりますが、新型コロナウイルスについては、今後も持続的な対策が必要になると見込まれています。自分を守ること、そして自分の大切な人を守る行動が社会を維持し守ることにつながります。私たち一人一人が、これまでの働き方や日常生活における行動を変え、「新たな働き方」を実現し「新しい生活様式」の定着に努めてまいります。